



# 鳥取県公報

平成 28 年 1 月 29 日 (金)  
号外第 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（２）（人事企画課）・・・ 3  
鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例（３）（住まいまちづくり課）・・・ 8
- ◇ 訓 令 鳥取県施行文書書式規程及び官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令  
（１）（政策法務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## ==== 公布された条例のあらまし ====

◇地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

## 1 条例の改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 次の条例中引用する地方公務員法の条項及び用語を改める。

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 職員の旅費等に関する条例

エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

オ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

カ 任期付研究員の採用等に関する条例

キ 任期付職員の採用等に関する条例

ク 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

農地法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 設置届に関する規定中引用する農地法施行令の条項を改める。

(2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

# 条 例

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第2号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項</u>、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第16条の6 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>審査請求</u>をすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第24条第6項</u>、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第16条の6 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て</u>をすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第18条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>審査請求をすることができる</u>期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第18条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する</u>期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>

(職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職(以下この条において「一般職」という。)に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員並びに常時勤務に服することを要しない職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。)を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費並びに<u>一般職に属する非常勤職員</u>に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職(以下この条において「一般職」という。)に属する職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員並びに常時勤務に服することを要しない職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。)を除く。)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費並びに<u>非常勤職員(一般職に属するものに限る。)</u>に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告事項)</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(8) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第4条 人事委員会が法第58条の2第2項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第4条 人事委員会が法第58条の2第2項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第 3 号

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（設置届） 第 8 条 略 2・3 略 4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 （1）・（2） 略 （3） 農地法（昭和27年法律第229号）第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の規定による許可又は <u>同法第 4 条第 1 項第 7 号若しくは第 5 条第 1 項第 6 号</u> の規定による届出 （4） 略 5 略	（設置届） 第 8 条 略 2・3 略 4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 （1）・（2） 略 （3） 農地法（昭和27年法律第229号）第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の規定による許可又は <u>農地法施行令（昭和27年政令第445号）第 9 条第 1 項若しくは第17条第 1 項</u> の規定による届出 （4） 略 5 略

#### 附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。



# 訓 令

鳥取県施行文書書式規程及び官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 1 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県訓令第 1 号

鳥取県施行文書書式規程及び官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

(鳥取県施行文書書式規程の一部改正)

第 1 条 鳥取県施行文書書式規程(昭和32年鳥取県訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第11号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表の第 7 及び第 8 を次のように改める。

### 第 7 達

①  
鳥取県達第……………号

住所  
氏名

②  
……………したため、……法(……年法律第……号)第……条の規定により、……………することを命ずる。(禁止する。取り消す。)

(ア) (担当) ……………課……………担当……………電話(……………)

③  
……………年……………月……………日

(イ)職 氏 名

(教示)  
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 根拠法令及び処分の理由を明確に記載する。
- 令達先の記載は、次のとおりとする。
  - 1 令達先が多数の場合は、連記する。
  - 2 法人の場合は、その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名を記載する。
  - 3 法人格のない団体の場合は、その所在地、名称並びに代表者又は管理者の資格及び氏名を記載する。
  - 4 氏名又は名称は、住所又は所在地と 1 字分ずらして書き、代表者の氏名等は、名称と 1 字分ずらして書く。
- (ア) 所属名(発信者が所属の長のものを除く。)、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。
- (イ) 中央やや左から書き、終字に掛からないように公印を押し、押した後 1 字分空くようにする。
- 法律に、審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定め又は審査請求に対する裁決に対してのみ取消しの訴えが提起することができる旨の定めがあるときは、そのことを教示する。
- 審査請求をすべき行政庁について、法令に特別の定めがある場合は、その行政庁を教示する。

第8 指令

1 許可・認可・承認する場合

鳥取県指令第……号

住所  
氏名

……年……月……日付……第……号で申請の……は、……法  
(……年法律第……号) 第……条の規定により許可(認可・承認)する。  
(担当) ……課……担当……電話(……)

……年……月……日

職 氏 名

2 許可・認可・承認しない場合

鳥取県指令第……号

住所  
氏名

……年……月……日付……第……号で申請の……は、下記の理由により許可(認可・承認)できない。  
(担当) ……課……担当……電話(……)

……年……月……日

職 氏 名  
(ア)記

① ③

1 ……

2 ……

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 附款を付ける場合

- 法令に特別の書式が定められているときは、それによる。
- 根拠法令及び処分の理由を明確に記載する。
- 配字、令達先の記載及び担当の記載は、達の例による。

(ア) 中央に書く。

- 法律に、審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定め又は審査請求に対する裁決に対してのみ取消しの訴えが提起することができる旨の定めがあるときは、そのことを教示する。
- 審査請求をすべき行政庁について、法令に特別の定めがある場合は、その行政庁を教示する。

- 許可(認可・承認)に裁量がある

鳥取県指令第……号

住所  
氏名

……年……月……日付……第……号で申請の……は、……法  
(……年法律第……号) 第……条の規定により許可(認可・承  
認)する。ただし、……しなければならない。(その期限は、  
……年……月……日までとする。……に違反した場合は、許可  
を取り消すことがある。)

(担当) ……課……担当……電話(……)

……年……月……日

職 氏 名

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知っ  
た日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審  
査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、  
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以  
内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者  
は鳥取県知事となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か  
月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過す  
ると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があ  
ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であって  
も、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消  
しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があ  
ったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請  
求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対  
する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以  
内に提起することができます。

場合に、附款を付けることができ  
る。

- 法律に、審査請求に対する裁決を  
経た後でなければ処分の取消しの訴  
えを提起することができない旨の定  
め又は審査請求に対する裁決に対  
してのみ取消しの訴えが提起するこ  
とができる旨の定めがあるときは、そ  
のことを教示する。
- 審査請求をすべき行政庁につい  
て、法令に特別の定めがある場合  
は、その行政庁を教示する。

別表の第11の1中「第40条第2項」を「第45条第2項」に改め、同表の第11の2中「第40条第3項(第4  
項・第5項)」を「第46条第1項(第47条)」に改める。

(官報に掲載する事項等に関する規程の一部改正)

第2条 官報に掲載する事項等に関する規程(昭和39年鳥取県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(官報掲載事項等) 第3条 官報に掲載する事項(以下「官報掲載事項」という。)は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		(官報掲載事項等) 第3条 官報に掲載する事項(以下「官報掲載事項」という。)は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
掲載事項	様式	掲載事項	様式
略		略	
2 地方税法(昭和25年法律第226号)	略	2 地方税法(昭和25年法律第226号)	略

<p>第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての<u>審査請求</u>があった場合又はその<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をした場合のその要旨</p> <p>略</p>	<p>第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての<u>不服申立て</u>があった場合又はその<u>不服申立て</u>に対する<u>決定若しくは裁決</u>をした場合のその要旨</p> <p>略</p>
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>その1 <u>審査請求</u>があった場合</p> <p>鳥取県</p> <p>地方税</p> <p>××税について、次のとおり<u>審査請求</u>があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>審査請求人</u>の住所及び氏名</li> <li>2 <u>審査請求</u>があった日</li> <li>3 <u>審査請求</u>の目的となった処分</li> <li>4 <u>審査請求</u>の概要</li> <li>5・6 略</li> </ol> <p>その2 <u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をした場合</p> <p>鳥取県</p> <p>地方税</p> <p>×月×日第×号紙に掲載された<u>審査請求</u>について、次のとおり<u>裁決</u>した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>審査請求人</u>の住所及び氏名</li> <li>2 <u>審査請求</u>があった日</li> <li>3 <u>審査請求</u>の目的となった処分</li> <li>4 略</li> <li>5 <u>裁決</u>の日</li> <li>6 <u>裁決</u>の内容</li> <li>7 略</li> </ol>	<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>その1 <u>不服申立て</u>があった場合</p> <p>鳥取県</p> <p>地方税</p> <p>××税について、次のとおり<u>不服申立て</u>があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>不服申立人</u>の住所及び氏名</li> <li>2 <u>不服申立て</u>があった日</li> <li>3 <u>不服申立て</u>の目的となった処分</li> <li>4 <u>不服申立て</u>の概要</li> <li>5・6 略</li> </ol> <p>その2 <u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>をした場合</p> <p>鳥取県</p> <p>地方税</p> <p>×月×日第×号紙に掲載された<u>不服申立て</u>について、次のとおり<u>決定（裁決）</u>した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>不服申立人</u>の住所及び氏名</li> <li>2 <u>不服申立て</u>があった日</li> <li>3 <u>不服申立て</u>の目的となった処分</li> <li>4 略</li> <li>5 <u>決定（裁決）</u>の日</li> <li>6 <u>決定（裁決）</u>の内容</li> <li>7 略</li> </ol>

## 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。